

第3回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時： 令和4年2月10日（木）17：30～18：00
2. 場 所： テレビ会議システムによる開催
3. 出席者：

主宰	山 際	大志郎	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
主宰	萩生田	光 一	経済産業大臣
構成員	斉 藤	鉄 夫	国土交通大臣
同	佐 藤	英 道	厚生労働副大臣（代理出席）
同	中 村	裕 之	農林水産副大臣（代理出席）
同	十 倉	雅 和	日本経済団体連合会会長
同	三 村	明 夫	日本商工会議所会頭
同	芳 野	友 子	日本労働組合総連合会会長
臨時議員	黄川田	仁 志	内閣府副大臣
同	宗 清	皇 一	内閣府大臣政務官

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) パートナーシップ構築宣言・価格交渉促進月間のフォローアップ
 - (2) 大企業と中小企業の共存共栄に向けた取組（取引適正化・付加価値向上等）
3. 閉会

(資料)

- 資料1 内閣府 提出資料
 - 資料2 経済産業省 提出資料
 - 資料3 日本商工会議所 提出資料
 - 資料4 日本労働組合総連合会 提出資料
 - 資料5 磯崎内閣官房副長官 提出資料
-

(概要)

○山際担当大臣 それでは、全員おそろいの方ですので、第3回「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を開きたいと思っております。

本日は御多忙のところ、御参加いただきありがとうございます。経済財政政策担当大臣の山際大志郎です。

ただいまから会議を開きます。今回の会議は、岸田内閣の下で初めての開催となりますが、昨年11月に閣議決定した経済対策の中にパートナーシップ構築宣言の推進を盛り込み、また、12月に取りまとめた転嫁円滑化施策パッケージにおいても盛り込んだところであります。岸田内閣としても、しっかりと取り組んでいく考えです。

本日の会議では、パートナーシップ構築宣言や昨年9月の価格交渉促進月間のフォローアップを行うとともに、それらを踏まえ、今後、どのように取り組んでいくかについて意見交換を行います。

それでは、議事に入ります。

まず、資料1は、パートナーシップ構築宣言の推移を月次で示しています。宣言の周知や働きかけを行ったほか、宣言のインセンティブとして加点措置となる補助金を追加したことにより、宣言数は足下で約6,000社となっております。

続きまして、本会議を共同で主催しております萩生田経済産業大臣より、パートナーシップ構築宣言等に関する現状と今後の取組について、御発言をお願いいたします。

○萩生田経済産業大臣 皆さん、御苦労さまです。経済産業大臣の萩生田光一です。

私からは、資料2をお目通しください。まず、1ページのパートナーシップ構築宣言は、サプライチェーン全体での付加価値向上に向けて、企業規模や系列を超えた新たな連携や取引先との共存共栄関係の構築に加え、取引関係の適正化に取り組むことを経営者の名前で宣言し、公表していただくものです。

サプライチェーンの頂点にある企業に対しては、オープンイノベーションのほか、デジタル化、グリーン化に向けた支援などが期待され、2ページにもあるとおり、実際にこうした取組を推進されている好事例もありますので、ぜひ御参照ください。

3ページ、宣言企業数は約6,000社までに来ましたが、大企業が1割程度にとどまっているのが現状です。このため、経団連の加盟企業をはじめ、より多くの大企業の皆様に宣言いただくとともに、宣言された内容を取引現場で実行していただくことが重要です。

政府としては、この取組の実効性を高めるため、宣言企業における宣言内容の取組状況を調査するほか、宣言することのインセンティブを高める方策を検討してまいります。

資料の4ページ、取引関係の適正化に関して、昨年9月に行った価格交渉促進月間の成果を確認したところ、価格の協議では1割程度の下請企業で、価格の転嫁では2割程度の下請企業で全く実現されていない結果となりました。業種別に見ると、電気・情報通信業などは価格交渉が進展しているほか、価格転嫁の状況は、金属業などは高い評価となっておりますが、右下の表の下位にある業界については改善の余地があると言わざるを得ませ

ん。

なお、パートナーシップ構築宣言企業の中では、5ページの企業が高い評価となっておりますので、御紹介させていただきます。

次に、6ページ、下請Gメンによる重点ヒアリングを実施しております。

よい例では、親事業者から取引価格について、原材料費、労務費を含めて見直ししようという連絡があったとの声がありました。

一方、悪い例では、競合他社は要請してこないという理由で断られたとか、値上げしないのは法律違反か、違反となる裁判事例を持ってこいと言われたといった問題と言わざるを得ない事例も散見されます。詳細なヒアリング結果については、業種別に整理してホームページで公表させていただきます。

資料の7ページ、こうした状況を踏まえて、中小企業の賃上げ原資の確保やエネルギー価格・原材料価格の上昇に対応するためにも、大企業と下請中小企業との取引のさらなる適正化に向け、以下の5つの取組を実施していきます。

まず、昨年12月に閣議了解された「転嫁円滑化施策パッケージ」を具体化していく観点から、価格交渉のより一層の促進として、価格交渉・転嫁の状況がよくない企業に対して下請振興法に基づく助言（注意喚起）を実施します。また、昨年9月に続き、本年3月にも価格交渉促進月間を実施します。あわせて、下請振興法の振興基準を改正し、最低賃金の引上げ等、外的要因がない場合でも、労務費上昇による価格交渉に応じるよう親事業者に促します。また、パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大、実効性の向上を推進するため、宣言企業全社に対する宣言内容の実施状況の調査に着手しており、この結果を年度内に取りまとめて公表することで、宣言内容の調達現場への浸透を促します。

さらに、下請取引の監督強化として、下請Gメンのアドバイス機能の強化やAI等による取締り効率化も検討するとともに、業種別ガイドラインや自主行動計画の拡充・改定なども進めてまいります。

資料8ページ、これらに加え、知財Gメンの創設と知財関連の対応強化として、知財関連の取引問題に専門的に対応する「知財Gメン」を新設するとともに、知財取引の専門家から成る「知財取引アドバイザリーボード」を設置し、個別企業への指導・助言など、知財関連の対応強化をしてまいります。

さらに、約束手形の2026年までの利用廃止への道筋については、各業界において、具体的なロードマップの策定や課題の洗い出しなど、業界所管省庁の局長級会合を通じて関係業界に要請をします。加えて、2026年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始するよう、同様に、金融業界に対して要請をいたします。

以上のとおり、政府としてはパートナーシップ構築宣言の推進と取引適正化に関するこれらの5つの取組を着実に推進することで、下請企業との取引の適正化、さらには賃上げしやすい環境整備に取り組んでまいります。経済界の皆様におかれましても、宣言の拡大、賃上げへの御協力をくれぐれもよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○山際担当大臣 ありがとうございます。

続きまして、経済界、労働界の代表として御参画いただいている皆様より御発言をいただきたいと思えます。

初めに、経団連の十倉会長、お願いいたします。

○十倉日本経済団体連合会会長 経団連の十倉でございます。

経団連では、これまで、会長・副会長会議や幹事会といった役員会において、私自身から各社に宣言を呼びかけるなど、あらゆる機会を捉まえて、宣言の周知徹底を行ってまいりました。先月、公表いたしました春季労使交渉に向けた経営労働政策特別委員会報告、いわゆる経労委報告におきましても、改めてその意義を強調していたところであります。

その結果、経団連会員の宣言数は、昨年11月に萩生田大臣から御要請いただいたときには約190社ですが、現在では約230社となり、2割増加いたしました。先ほど御説明いただいた資料2の3ページ目に、資本金3億円以上の宣言企業は約500社との記載がございましたが、この約半数を経団連会員企業が占めていることとなります。

さらに、会員各社とやり取りする中で、今後、宣言公表を予定している企業も、少なくとも100社はあるという感触を得ております。恐らく、100社から200社に迫ろうかと思えます。とりわけ、会長、副会長、審議員会議長、副議長といった幹部会社では、既に半数以上が宣言しておりますが、今後も増加し、大多数が宣言することとなる見込みであります。

ただし、宣言の認知度は依然として必ずしも高くなく、浸透は引き続きの課題であると考えております。

政府におかれましては、本宣言が自主的な取組であることに留意しつつ、引き続き、省庁横断的に各業界に対して積極的に働きかける必要があるかと存じます。経団連といたしましても、中小企業における賃金引上げの環境整備の重要性を十分踏まえた上で、各社に対して宣言に基づく実効性のある取組を進めるよう呼びかけることも含めまして、今後、一層宣言の周知徹底を図ってまいりたいと存じます。当面は春季労使交渉に向けて、日本各地の経営者に経労委報告の内容を説明する中で、このパートナーシップ宣言の浸透を図ってまいります。

あわせて、賃金引上げにつきましても、今次春季労使交渉においては、各企業に対して引き続き、新たな価値創造のための人への投資の拡充や成長と分配の好循環実現にも考慮した主体的な行動を取るよう、強く呼びかけているところでございます。

私からは以上でございます。

○山際担当大臣 ありがとうございます。

次に、日商の三村会頭、お願いいたします。

○三村日本商工会議所会頭 日本商工会議所の三村です。

現在、多くの中小企業は、コロナ禍に加えまして、原燃料や資材価格の急激な高騰、円安、人件費増に苦しんでいます。資料3の1ページにある日商調査でも、コスト増をフル

に価格転嫁できていない事業者が8割を超えています。実際、中小企業の一部からは、「取引打切りの懸念があって、価格交渉しにくい」との悲鳴が聞こえております。

2ページの右図を御覧ください。労働分配率が80%の中小企業にとって、設備投資及び賃上げの財源は、付加価値の4～8%しかありません。したがって、賃上げのためには、生産性を向上させ、取引価格を適正化し、原資となる付加価値を増やすしかないと思っています。

そのためには、「パートナーシップ構築宣言」、6,000社までよく来たなと思っていますが、これのさらなる拡大、あるいは実効性の強化が必要だと思っています。昨年末に政府が策定しました「転嫁円滑化施策パッケージ」の着実な実行と、本日、萩生田大臣から提示されました、知財を含む「取引適正化に向けた5つの取組」、これは非常に具体的で誠にありがたいと存じますが、これの力強い推進をお願いしたいと思っています。

本制度の周知に加え、各府省庁や地方公共団体の「公共調達」における加点措置の創設、あるいは「本会議の定例化」による宣言の進捗確認や成果把握を継続的に進めていくことも重要だと思っています。

3ページを御覧ください。サプライチェーン全体で成長することを考えて、協力して付加価値を引き上げることが、我々が目指す「新しい資本主義」そのものではないだろうかと考えています。取引先を長期的に「共存共栄を構築するパートナー」と位置づけ、長期的な視点で企業価値を創造していくことは、発注側の大手企業にとっても、前向きなSDGsとして「市場」にアピールできるのではないかと思います。

今後はパートナーシップ構築宣言の理解促進に向けて、萩生田大臣からあった「コーポレートガバナンスに関するガイドライン」に加えまして、「非財務情報の開示ルール」や「コーポレートガバナンス・コード」等への宣言推奨の明記も必要ではないだろうかと考えています。

終わりに、どんな企業も、購買者とサプライヤーの2つの立場を同時に持っています。4ページ記載の「伊藤鉄工」は、下請取引の適正化に努めるとともに、親事業者には合理的なデータを提示して価格協議しています。商工会議所では、こうした好事例をぜひとも横展開したいと考えています。

引き続き、官民を挙げて、宣言企業の増加と、宣言に「心」を入れていく運動を展開できればと思っています。

私からは以上です。ありがとうございました。

○山際担当大臣 ありがとうございました。

次に、連合の芳野会長、お願いいたします。

○芳野日本労働組合総連合会会長 連合の芳野でございます。よろしくをお願いいたします。

連合は、2022春季生活闘争の中で、賃上げできる環境を整えることが重要であり、そのための重要な柱の一つが、政府が進めているパートナーシップ構築宣言の拡大と実効性の強化であることを明確に打ち出しています。労働組合の立場からも、各企業に宣言を働き

かけています。

資料2の3ページ、先ほど御説明がありましたけれども、パートナーシップ構築宣言の課題と今後の取組を見ると、宣言企業数は約6,000社となっているものの、大企業の宣言数は1割程度にとどまっています。

資料2の10ページ、製造業や建設業が多く、業界によってばらつきがある状況がうかがえますので、政府として、拡大に向けてさらに働きかけをしていただきたいと思います。

また、昨年夏から燃油や輸入品価格が上昇している一方、取引価格に十分反映できていないという声も職場から上がってきています。資料2の4ページで御説明のあった、2021年9月の価格交渉促進月間の実施結果では、価格交渉や転嫁の状況は必ずしも満足いくものになっていないことが明確になりました。今後は宣言内容を取引現場で確実に実行できるよう、実効性を高めるため、様々な工夫をしていただきたいと思います。

中小企業の立場からしますと、問題があったとしても、今後の取引への影響を懸念して行政機関に駆け込むことはためらうところが多いかと思えます。調査結果や好事例、問題事例の公表や公正取引の判断基準の明確化、匿名での相談などを通じ、社会的雰囲気醸成していくことが重要であると考えます。年末に閣議了解されたパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組についても、実効性があるよう、具体的に進めていただきたいと思います。

連合としましても、大企業と中小企業が互いに価値を認め合い、共存共栄し、そこで働く者が働きの価値に見合った労働条件を実現できるよう、協力していきたいと考えます。

以上でございます。

○山際担当大臣 ありがとうございます。

続きまして、出席閣僚の皆様からお願いしたいと思います。

まず、斉藤国土交通大臣、お願いいたします。

○斉藤国土交通大臣 国土交通大臣の斉藤鉄夫でございます。よろしくをお願いいたします。

国土交通省の所管業界においても、取引適正化に関する取組が大変重要です。パートナーシップ構築宣言につきましても、建設業界では550を超える企業から御提出いただいております。また、トラック運送事業者や荷主企業を含む物流関係業界では、従前から、ホワイト物流推進運動を通じて取引適正化等を促進しており、大手を含む1,300を超える企業から自主行動宣言を提出いただいております。さらに、トラック運送業界では、パートナーシップ構築宣言についても54社から御提出いただいております。引き続き、宣言提出企業の増加に向けて働きかけを行ってまいります。

さらに、各分野での取引適正化を図るため、例えば建設分野では、建設業団体及び公共発注者、民間発注者団体への要請や、不適正な取引が認められた事業者に対する指導等により、適正な請負代金の設定や適正な工期の確保を図ってまいりたいと思っております。

トラック運送分野では、荷主企業等に対して燃料サーチャージの導入や標準的な運賃の浸透等を図るほか、荷主所管省庁等と連携して、悪質な荷主への働きかけ等の法的対応を

行っていききたいと思っております。

引き続き、皆様の御理解、御協力を賜りますよう、お願いいたします。

私からは以上です。

○山際担当大臣 ありがとうございます。

次に、佐藤厚生労働副大臣、お願いいたします。

○佐藤厚生労働副大臣 厚生労働副大臣の佐藤でございます。

厚生労働省としても、国民の生活を支える中小企業の事業継続は重要課題であり、この会議の趣旨と取組の方向性について賛同し、より広い業種においてこの取組が浸透していくために、ぜひ協力していききたいとお約束をしたところであります。

厚生労働省では、所管しているビルメンテナンス業について、業界団体や個社に下請取引の実績についてヒアリング等を実施し、本取組への参加要請を行いました。現在、約20社において、パートナーシップ構築宣言が公表されております。引き続き、より多くのビルメンテナンス事業者に宣言を公表いただけるよう、業界団体と協力して取り組んでまいりたいと思っております。

ビルメンテナンス業は、我が国にとって必要不可欠な業種であり、親事業者と下請事業者双方が適正な利益を得るという共存共栄の関係を築いていただきたいと考えております。そのためには、ビルメンテナンス業界において取組を推進するのはもちろんですが、ビルメンテナンス業界へ業務を発注する業界においても本取組を徹底することが必要不可欠であると考えております。そのためにも、関係閣僚の皆様と引き続き協力をして取り組んでいききたいと考えております。

今後もより多くの事業者にパートナーシップ構築宣言を公表していただけるよう、引き続き、業界団体と一体となって取り組んでまいります。

以上であります。

○山際担当大臣 ありがとうございます。

次に、中村農林水産副大臣、お願いいたします。

○中村農林水産副大臣 農林水産省の中村です。

食品産業分野について御報告申し上げます。パートナーシップ構築宣言につきましては、農林水産省幹部から延べ231社の企業経営者に働きかけるなど、取組をしてまいりました。宣言のさらなる拡大に向けて、今後も取り組んでまいります。

食品の原材料価格や燃油の高騰を受けて、円滑な価格転嫁が食品産業における喫緊の課題となっております。昨年末に決定された転嫁円滑化パッケージについては、決定後、直ちに所管する168団体に要請を行いました。また、同パッケージに基づきまして、農林水産省では「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」を策定・公表し、所管する171団体に通知するとともに、説明会を行うなど、浸透を図っているところです。資料2の4ページにあるスコアリングを見ても、食品製造関係については上位にありますけれども、小売関係はもう少し力を入れなければならないなと感じているところです。

さらに、食品産業の生産性向上を図るために、AIやロボット等を活用した食品製造業及び外食産業の自動化、リモート化、非接触型の技術のモデル的導入や実証を支援することとしております。これらの技術をより多くの中小企業が導入できるよう、低コスト化や小型化のための改良も支援をしております。

引き続き、関係省庁と連携をし、食品産業における大企業と中小企業の共存共栄に向けた取組を進めてまいります。

以上です。

○山際担当大臣 ありがとうございます。

御欠席の磯崎副長官からは、資料5といたしましてコメントを提出いただいておりますので、御参照ください。

皆様からの御発言は以上となります。その他、特段の御意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、最後に私から一言申し上げます。

本日の会議では、パートナーシップ構築宣言や昨年9月の価格交渉促進月間のフォローアップを行うとともに、今後、取引適正化や付加価値向上にどのように取り組むかについて、労使トップにも御出席いただき、意見交換を行いました。

岸田内閣は「成長と分配の好循環」の実現を目指していますが、大企業と中小企業の取引関係における「成長と分配の好循環」とは、大企業と中小企業が連携してイノベーションなどに取り組み、サプライチェーン全体の付加価値を増大させることと、その生み出された付加価値を大企業と中小企業の双方に適切に分配することの2つが車の両輪として機能していくことにほかなりません。パートナーシップ構築宣言も、付加価値向上への取組と取引適正化の双方にコミットいただくものです。

関係閣僚、経団連、日商、連合の皆様においては、より多くの企業にパートナーシップ構築宣言を行っていただき、付加価値向上と取引適正化に取り組んでいただくとともに、宣言企業においては、価格交渉に応じるなど、その成果が発揮されるよう働きかけを行っていただくことをお願いいたします。

政府としても、今後のフォローアップなどを通じて、大企業と中小企業の共存共栄に向けて皆様とともに全力で取り組んでいく考えです。

以上の取組による成果が今後の賃上げ、ひいては我が国全体の「成長と分配の好循環」の実現につながることを期待しています。皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

何もなければ、本日はこれにて閉会いたします。ありがとうございました。